

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04624

研究課題名（和文）フレイレの識字教育を基盤とした移民・難民に対する第二言語識字教育の米日韓比較研究

研究課題名（英文）A comparative study of second language literacy education for migrants and refugees in U.S., Japan and Korea based on Paulo Freire's critical theory

研究代表者

藤田 美佳（FUJITA, Mika）

奈良教育大学・ESD・SDGsセンター・研究部員

研究者番号：90449364

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：UNHCRが2023年に発表したGlobal Trendsによれば、2022年末時点で紛争や迫害、人権侵害、暴力等によって移動を強いられた人は1億人を超えた。世界的に増加し続ける移民・難民の受け入れに関わる不寛容さや政治的な課題の解決と共に、移住者の主体的な社会参加を支える第二言語としての識字教育や成人基礎教育の保障が希求されている。本研究ではパウロ・フレイレの識字理論を、移住者に対する第二言語識字教育に応用した米日韓の実践・教材の比較分析により、第二言語識字教育の課題と普及の可能性を考察した。移住者自身が社会的な課題を認識し、連帯し行動することを通じて言語習得が促進されることが把握できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本調査の開始当初6360万人であった難民・国内避難民・庇護申請者は1億人を超えた。またグローバル化の進展により国際的な労働移住が増加し、母語以外の言語で生活する必要に迫られている。そうした移住者は過酷な労働環境や困難な生活状況に置かれる実態があり、第二言語の習得に加え、出身国での識字や成人基礎教育の課題を抱える人も少なくない。また日本語母語話者においても、機能的識字・批判的識字に困難をきたす人も存在している。本研究を通じて把握した米韓の第二言語識字教育は、学習者が主体として社会に参与している点に特徴を持ち、非日本語母語話者のみならず日本語母語話者の成人基礎教育を考察する上でも重要な意義を持つ。

研究成果の概要（英文）：According to UNHCR's Global Trends 2023, the number of people forced to migrate due to war, conflict, persecution, human rights violations, and violence exceeded 100 million at the end of 2022. Along with the resolution of intolerance and political issue related to the ever-increasing number of migrants and refugees worldwide, there is a demand to guarantee literacy education as a second language and basic adult education that supports the proactive social participation of migrants. This study examines the challenges and possibilities for the spread of second language literacy education through a comparative analysis of practices and teaching materials in the U.S., Japan, and Korea that apply Paulo Freire's literacy theory to second language literacy education for migrants. It was found that language acquisition is promoted when migrants themselves recognize social issues and act in solidarity.

研究分野：社会教育 多文化教育 成人基礎教育

キーワード：識字 リテラシー 第二言語識字教育 第二言語習得 移民・難民 批判的教育学 社会参与 国際比較

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

以下の2点の背景により、本研究に取り組んだ。

(1) 日本における在住外国人に対する言語教育の課題

研究代表者は、在住外国人の言語習得と社会参加に関心を持ち、日本語教室での実践的な研究に取り組んできた。^{*1} 2018年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が公布・施行されたが、本研究に着手した当時、日本では在住外国人の言語教育は法制化されておらず、日本語教育を含む学習権保障や国際結婚女性のDV(Domestic Violence)対策、外国人労働者に対する労働現場での安全や権利に関わる人権学習は十分ではなかった。国内の日本語教室の成立背景は、同和対策事業に係る社会教育としての識字・日本語教室と、1990年の出入国管理及び難民認定に関する法律（以下、入管法と略記）改正以降に国際交流の観点から開設された日本語教室に大別され、いずれもボランティアが指導を担ってきた（文化庁調べ）。90年入管法改正以降に設立された教室は、学習者とボランティアの国際交流が出発点ゆえ、指導において、学習者の人権に関する視点は脆弱である。2005年の総務省の多文化共生推進プラン以降、在住外国人の主体的な社会参加は考慮されつつあるが、文字の獲得と人権についての意識は希薄で、施策は十分でない。2016年10月には入管法が改正され、介護分野での外国人労働者受け入れの拡大が決定した。今後も継続して外国人労働者の増加が予想されるなかで、日本語習得と人権に関する実践的な課題への対応が急務である。

(2) パウロ・フレイレの識字教育理論の展開と課題

ブラジルの教育学者パウロ・フレイレの識字教育理論は、指導者による一方的な知識注入型の教育を、学習者の生活文脈や生活課題に即した内容をテーマに、学習者と指導者が共に学び、お互いのエンパワメントにつながる対話的な課題提起型教育へと転換し、ブラジルの識字率の向上に貢献したことで知られる。そして1985年のUNESCO成人教育会議（パリ）「成人の学習権宣言」に理論が反映され、実践・研究両面で世界的に評価されている。しかしながら、同理論を移民・難民などの移住者に対する第二言語識字教育に応用した(A)米国(1980,90年代)Wallerstein(1982), Auerbach & Wallerstein(1987), Wallerstein & Rubenstein(1993)が、理論化し実践した課題提起型ESL(English as a Second Language)^{*2}、(B)日本(90年代末～2000年)野元弘幸(2000)課題提起型日本語教育^{*3}は、普及が困難な側面があった。一方、2014～16年度基盤(C)26381076「韓国における結婚移民女性に対する『人権を主題に学ぶ韓国語』に関する実証的研究」を行った(C)韓国(2009年～)は、移住女性人権センターで開発した教材『人権を主題に学ぶ韓国語』を踏まえ、外国人活動家養成プログラムを継続して展開している^{*4}。

*1 藤田美佳(2003a)「地域ネットワークにおけるメディアータの機能—「のしる日本語学習会」の取組みを基にして」異文化間教育学会編『異文化間教育』18、藤田美佳(2004)「日本語学習の場を足がかりとして外国人配偶者の地域参加」日本社会教育学会編『成人の学習』(日本の社会教育第48集)など。

*2 藤田美佳(2001)「米国における problem-posing ESL の成立」東京都立大学大学院人文科学研究科修士学位論文

藤田美佳(2003b)「米国における課題提起型 ESL の成立」『日本社会教育学会紀要』39

- *3 野元弘幸・藤井玲子・藤田美佳(1999)「課題提起型日本語教育の試み」日本語教育学会秋季大会ポスター発表、野元弘幸(2000)「課題提起型日本語教育の試み - 課題提起型日本語学習教材の作成を中心に」『人文学報』308.
- *4 藤田美佳 (2014a)「結婚移住女性に対する韓国語教育の課題—「多文化」か「同化」か」東京・沖縄・東アジア社会教育研究会編 TOAFAEC 紀要『東アジア社会教育研究』19,126～136.

2. 研究の目的

本研究の目的は、パウロ・フレイレの識字教育理論を基盤とした移民・難民に対する第二言語識字教育について、米日韓の実践・教材の国際比較研究を行い、フレイレの教育理論に依拠した第二言語識字教育の課題、普及の可能性を解明するものである。フレイレの識字教育は、ブラジルでの実践の成果や理論の世界的な評価の一方で、第二言語教育については、米国・日本で実践の普及が困難であった側面がある。他方韓国では、移民・難民活動家養成プログラムを今日でも継続している。そのため 3 国での教材と実践を分析する必要性を感じた。本研究は、2016 年入管法改正による介護現場での外国人労働者の受け入れ拡大や、世界的に増加傾向にある移民・難民に対する識字教育・成人基礎教育の保障が希求される現代的な課題にこたえる実証的研究である。

3. 研究の方法

本研究では、教材および実践の分析を含む国際比較研究により、1.研究の背景で述べた(A),(B),(C)に関わる申請者のこれまでの研究成果を踏まえ、(1)米日韓の実践・教材に共通する意義と課題を抽出する。課題提起型 ESL の現況について、文献研究およびフィールド調査による成果と課題の考察、課題提起型日本語教育の課題分析、言語教育に限定しない人材育成の取り組みへと発展させた韓国の実践の分析を踏まえ、課題を整理する。(2)社会教育、識字教育、成人基礎教育、第二言語教育など、対象および実践に関連する領域における学術的な評価について検討する。(3)以上を総合的に分析し、フレイレ理論に依拠した第二言語識字教育の課題と展開の可能性を解明する。具体的な方法は下記の通りである。

[米国] (1) 移民・難民に対する言語教育について、第二言語教育(ESL:English as a Second Language)、識字教育、課題提起型 ESL 教育の観点から文献研究を行い、(2) 課題提起型 ESL を理論化し、教材および教師用指導書を作成した 2 人の研究者(マサチューセッツ大学・オーウェルバック教授およびニューメキシコ大学アルバカーキ校・ウォーラーシュタイン教授)へのインタビューとフィールド調査を行い、理論と実践的な展開について把握する。

[日本] 南米出身の日系人集住地域である豊田市保見団地で実践された課題提起型日本語教材を分析し、実践的な展開における課題について考察する。

[韓国] 2014～16 年度基盤(C)26381076「韓国における結婚移民女性に対する『人権を主題に学ぶ韓国語』に関する実証的研究」を通じて把握した、韓国語教材の学習から人材育成(外国人活動家養成)へと発展したプログラムとその波及効果について、同センター主催講座での参与観察、関係者へのインタビューを行い、課題と可能性を考察する。

以上の米日韓の実践・教材を総合的に分析し、フレイレの識字理論を第二言語教育に応用した移民・難民向けの第二言語識字教育の課題と展開の可能性を解明する。

4 . 研究成果

本研究は当初 2017～19 年度の助成期間であったが、COVID-19 の影響により海外での調査を実施することが困難となり、米国の調査のみを残したまま期間を延長し、2023 年に現地調査を実施した。

韓国に関しては、2017 年度より韓国移住女性人権センターでのフィールド調査を中心に研究を進めた。具体的には、1)移住女性の韓国語習得と社会参与、主体意識の形成を目指した韓国語教材の分析とその制作過程に関するインタビュー調査、2) 移住女性を対象に、リーダーや移住女性をサポートする各分野の専門家を養成するプログラム、3)DV:Domestic Violence や、夫からの不当な離婚訴訟などへの対処と、移住女性に関する社会的な 이슈の醸成等について、批判的教育学および同センターの活動に影響を与えているフェミニズム神学を活用し考察した。COVID-19 の影響により現地調査が困難となって以降は、移住女性人権センターの web サイトで公表された情報や、SNS で発信された情報などオンラインで得られる情報と DV 等に関わる裁判の報告書の再分析を行ない、フレイレの識字教育で重視されている批判意識が、主体的な行動として実践的に展開されている実態を明らかにした。これらについては、助成期間を通じて学会で発表し、現在は論文化に取り組んでいる。

日本に関しては、教材分析と文献研究により、フレイレの識字理論を展開する上で内在する人権や民主主義等の社会教育に関わる課題と日本語教育、言語指導における指導者の中立性・政治性に関わる問題について、米韓の実践的な展開との比較により課題を明確にした。

米国においては、課題提起型 ESL についての TESOL(Teaching English to Speakers of Other Languages)英語教授法の領域における限界性に関して、日本との共通性が確認できており、言語教育と識字教育における政治的な側面をどのように受け止めて展開していくかが課題であることを把握した。その上で現在における実践的な展開として、韓国の実践と共通点を見出すことができた。というのは、いずれもフレイレが目指してきた社会変革の視点や、課題の意識化により、共通の課題を持つ人々と連帯していくことである。それは非母語話者やマイノリティの課題に集約されるものでなく、母語話者やマジョリティも直面する課題である。その点を当事者である移民・難民の学習者が、自らの声で語り、意見を表明し、記して、広く伝えていくことを試みている点である。

米韓の取り組みは、紙媒体の形態や SNS などのネットワークを通じてアップデートされた情報が公開され、継続的に発信されている。今後は、これらの資料を分析し、より多角的に第二言語識字教育の展開の可能性について考察していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 移住女性の社会参与と連帯 韓国移住女性人権センターにおける実践を踏まえて
3. 学会等名 異文化間教育学会 第41回大会（国際教養大学）自由研究発表
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 移住女性の“#MeToo”行動と社会参与 韓国移住女性人権センターにおける実践と展開
3. 学会等名 異文化間教育学会 第40回大会（明治大学）自由研究発表
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 移住女性の“#MeToo”行動と社会参与 - 韓国移住女性人権センターにおける実践を踏まえて
3. 学会等名 日本社会教育学会 第65回研究大会（名桜大学）自由研究発表
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 移住女性の言語習得と社会参与 日韓でのアクション・リサーチを踏まえて
3. 学会等名 一橋大学言語社会研究科韓国学研究センター・淑明女子大学人文科学研究所トランスナショナル韓国女性史研究チーム共同主催シンポジウム「移住と女性－移住女性たちが語る国家・地域・世界」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 移住者に対する第二言語教育における隠れたカリキュラムと課題提起型第二言語識字教育の可能性 韓国移住女性人権センターの取り組みを踏まえて
3. 学会等名 異文化間教育学会 第38回研究大会（東北大学）自由研究発表
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 移住者に対する課題提起型第二言語識字教材の米韓比較 隠れたカリキュラムを超えて
3. 学会等名 日本社会教育学会 第64回研究大会（埼玉大学）自由研究発表
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤田美佳
2. 発表標題 日韓の基礎教育保障をめぐる実践と現代的課題 - 日韓共通課題の解決をめざして -
3. 学会等名 韓国平生教育学会・日本社会教育学会 日韓学術交流研究大会（大韓民国・ソウル大学）基調発表（国際学会）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	今井 純子 (IMAI Junko) (00458506)	順天堂大学・国際教養学部・准教授 (32620)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------